

申13号 賃金制度等の改正（追加）に関する 解明申し入れ 団体交渉終了！

1. 今回、追加提案に至った理由について具体的に明らかにすること。

組合

- ・追加提案をするに至ったきっかけは何なのか。
- ・今提案は区分内での担務変更を意味しているのか。
- ・資格をキャリア加算の対象にしてもらいたいという意見が出たのか。資格を対象にしてほしいという声は聞いていない。メンテナンスシステムに限定して担務変更を対象にする手法もあったのではないのか。

**担務変更ではなく区分の変更と
強弁してきたこととの整合性は？**

会社

- ・当初提案後に意見交換をしていく中で様々な意見、要望があり、それを受け止めたというところが大きい。
- ・担務変更というよりは区分内の業務でも能力・働きがいの伸長と視野の拡大が実現できることの評価の仕方として提案した。
- ・事実上チャンスが少ないというところを受け止め、どういった方法がよいかを検討し、基礎的資格を次のステップへの起点と評価し加算対象の判断をした。

2. 追加提案の内容として、新たに基礎的資格を次のステップへの起点と評価し、

キャリア加算の対象とした理由について明らかにすること。

- ・基礎的資格を取得したことによって、より担える業務というのはどのようなものがあるのか。
- ・なぜこの資格に至ったのかというところが一番の勘所だ。
- ・目的は、基礎的資格を取らせることなのか、区分内の様々な業務を経験すること、どちらなのか。

次のステップへの起点とする内容が示されない！

- ・一概に何かと言うのは難しい。この資格を取ってこの仕事をするというところまで細かく指定するような趣旨ではない。
- ・資格の取得によってより広い視野を持つことで業務に繋がっていくというところで判断した。
- ・資格取得が最終的な目的ではなく、取得をきっかけとして更なる能力の伸長と視野の拡大を期待するもの。

3. キャリア加算の対象をメンテナンスシステムに限定した基礎的な資格等の判断基準について明らかにすること。

- ・車両整備技能士の位置づけがはっきりしない。一級にチャレンジしてもらいたい根拠が明確にならない。
- ・表に記載された資格に絞った根拠は何か。他にも資格はある。
- ・対象資格を持っている方が営業システムに配属になった場合は加算するのか。
- ・適用時期は合格時点なのか、免許交付時点なのか。
- ・本人の責に帰すべき事由とは懲戒以外にあるのか。

基礎的資格の位置づけが明確にならない！

- ・J R 東日本の車両社員として基礎的な資格をどこにするかを検討した結果、一級と判断した。
- ・様々な業務に従事することを通じて更なる能力の伸長、視野拡大に繋がっていくのはどの資格かを検討した結果である。網羅していると考えている。
- ・対象区分にいる方が加算されるので、この場合は対象にならない。この場合は2区分での加算が適切と考えている。
- ・基本的には合格証の発行日で確認。発表が遅い場合は合格日に遡って適用していく。
- ・適正検査不適や病気の場合があるが、様々な事情、ケースがあるので個別に判断していく。

4. 採用前及び採用後2年未満の基礎的資格を有した場合の

キャリア加算の適用を入社2年後とした理由について明らかにすること。

- ・教育期間として2年を考慮する根拠は何か。教育期間でも基礎的資格を本人が主体的に取得した場合は評価すべきであり、矛盾が生じる。

- ・業務の習熟に集中する期間であろうということ。一般的に1年目は研修的な位置づけ、2年目は基礎的な部分を学び、その後に加算することが全体的なバランスを見ても適切と判断した。

認識の一致が図れず！

資格でのキャリア加算を本当に現場が求めているのか！